

「職員の給与等に関する報告 及び勧告」のポイント

平成24年10月12日

佐賀県人事委員会

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給与、期末勤勉手当ともに本年は改定なし

- ① 県職員給与と民間給与の較差は極めて小さい
(平成20年以來4年振り改定見送り)
- ② 期末勤勉手当は民間とおおむね均衡
(昨年に引き続き2年連続改定なし)

国の給与制度に準じ、昇給・昇格制度を見直し

- ① 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止
(給与条例改正:平成25年1月1日実施)
- ② 高位の号給から昇格した場合の給料月額増加額を縮減
(人事委員会規則改正)

給与構造改革における経過措置額の廃止

平成25年度から段階的措置を講じたうえで、平成28年4月1日に廃止
(給与条例改正:平成25年4月1日実施)

I 公民の給与較差に基づく給与改定

1 民間給与実態調査

企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の県内民間329事業所から無作為に148事業所を抽出し、4月分の給与月額等を実地調査（調査完了 136事業所、4,153人）

2 公民給与の比較

<月例給与>

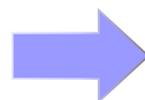
- ・ 公民比較の対象となる行政職給料表適用職員の比較給与により較差を算出（比較対象職員数2,813人、平均年齢44歳6月）

民間給与(A)	県職員給与(B)	較差(A)-(B)
375,271円	375,402円	△131円 (△0.03%)

- ・ 従来、公民較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、改定を見送り
- ・ 本年の人事院勧告では、月例給与の改定を見送り

<期末勤勉手当>

民間の支給割合	3.93月
県職員の支給月数	3.95月



おおむね均衡

- ・ 期末勤勉手当の改定は従来から0.05月単位で実施
- ・ 本年の人事院の報告では、期末勤勉手当の支給月数の改定を見送り

以上の状況等を総合的に勘案した結果、本年は月例給与及び期末勤勉手当の改定を見送ることが適切

Ⅱ 給与制度の改正等

1 昇給・昇格制度の改正

国の給与制度に準じ、昇給・昇格制度の見直しを行うことが必要

<昇給制度>

55歳(医師・歯科医師にあつては、57歳)に達した職員を当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後に昇給させる場合(給与条例の改正)

・標準(良好)の勤務成績

【現行】 2号給の昇給 → 【見直し後】 昇給停止

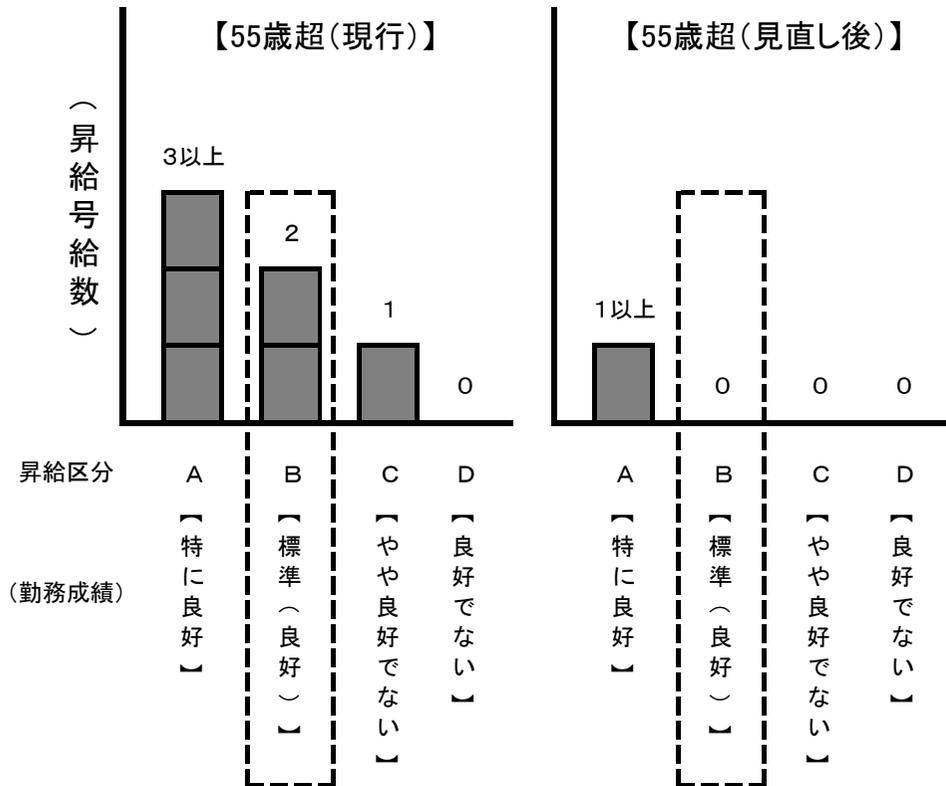
・特に良好の勤務成績

【現行】 3号給以上 → 【見直し後】 1号給以上の昇給に抑制

<昇格制度>

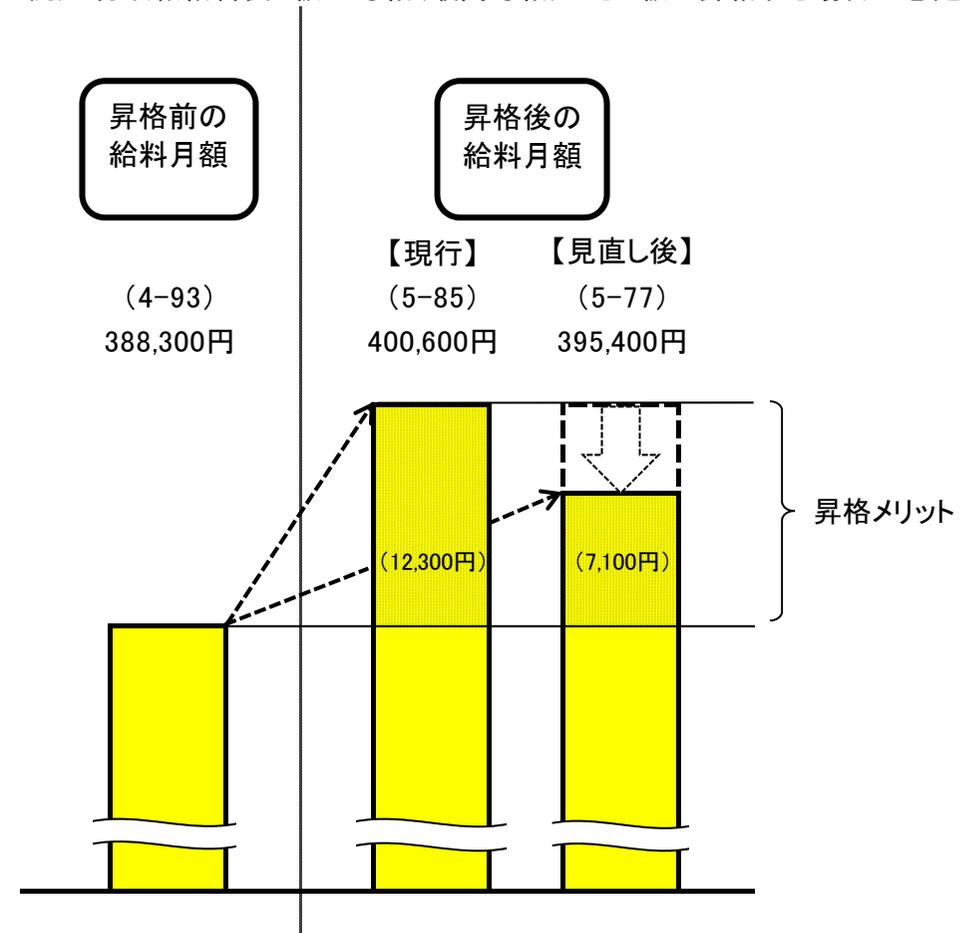
最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減
(人事委員会規則の改正)

昇給制度の改正



昇格制度の改正

例) 行政職給料表4級93号給(最高号給)から5級へ昇格する場合の想定



2 給与構造改革における経過措置額の廃止

本県の実情を踏まえた場合、段階的措置を講じたうえで、経過措置額を廃止することが適当

<本県職員の受給者等の状況(平成24年4月1日現在)>

- ・ 50歳台の職員を中心に在職者の19.3%、平均10,952円を受給
- ・ 昨年、人事院が経過措置額の廃止を勧告した時点の国家公務員の状況とほぼ同水準

<段階的措置の内容>

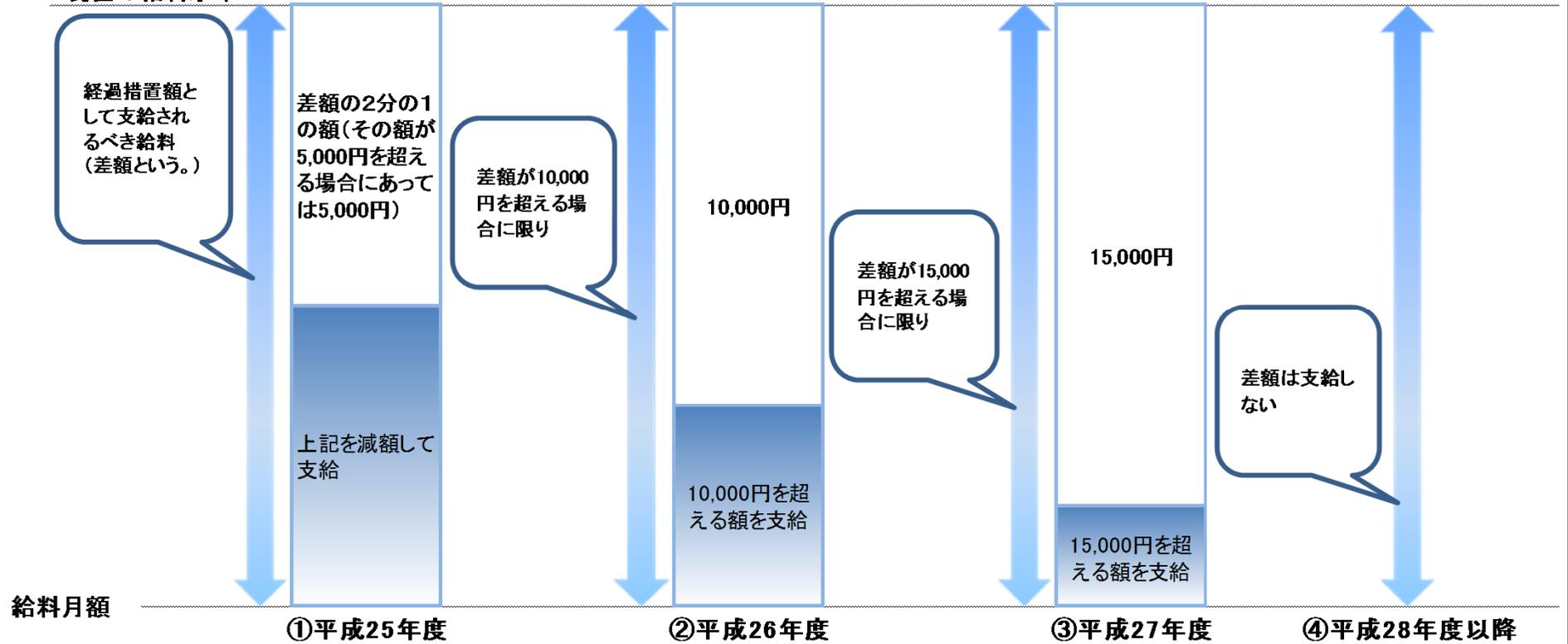
- ① 平成25年度 → 経過措置額の2分の1(上限5,000円)を減額して支給
- ② 平成26年度 → 経過措置額が10,000円を超える場合に限り、その超える額を支給
- ③ 平成27年度 → 経過措置額が15,000円を超える場合に限り、その超える額を支給
- ④ 平成28年度 → 廃止(平成28年4月1日)

(経過措置額とは)

平成18年4月から、給料表の構造見直しによる水準引下げ(平均△4.8%)に伴う激変緩和措置として国と同様の現給保障を行っているもの

廃止までのイメージ

H18.3.31現在の給料水準



Ⅲ その他の報告事項

1 時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の計算方法の見直し

各都道府県の計算方法について調査実施
国に準じた取扱い・・・本県を含め7団体
労働基準法の趣旨も踏まえた取扱い
・・・40団体

当該計算方法の見直しを検討する
必要

2 高齢期における職員の雇用

国家公務員
⇒ 雇用と年金の接続を図るため、再任用の
原則義務化を内容とした基本方針を策定

今後の地方公務員法の改正、国の
動向、他の都道府県の状況等を注視
しつつ、具体的な検討を進める必要

3 能力・実績に基づく人事評価制度の整備 及び任用、給与等への活用

業務遂行意欲の向上、公務能率の一層の推進のため、職員の能力・実績を任用・給与等へ反映させる必要性の高まり



公正で納得性の高い客観的な人事評価制度を早急に整備

4 多彩で優秀な人材の確保・育成

新たな採用試験は、導入から一定年数が経過

U・I ターン枠 : 平成17年度～

行政特別枠 : 平成20年度～

JICAボランティア等枠 : 平成23年度～



効果等について任命権者による検証が必要
人事委員会は任命権者と連携し採用試験制度を改善

5 勤務環境の整備

(1) 時間外勤務等の縮減及び年次休暇の取得推進

昨年度の時間外勤務等時間
⇒ 一昨年度に比べわずかな減少
特定の部署で長時間の時間外勤務等が常態化



引き続き縮減の取組

年休取得日数 < 特定事業主行動計画目標値



さらなる取得促進対策

(2) 職員の健康管理

約100人に1人が心の病で休職等



安全衛生管理体制の
整備・充実
業務量の平準化
弾力的な人員配置

(3) 職業生活と家庭生活との両立支援の推進

男性職員の育児休業の取得状況
＜ 特定事業主行動計画目標値



男女関係なく育児・介護に
関われる職場環境の整備

(4) 働きやすい職場環境の確保

セクハラやパワハラは顕在化しにくい



相談体制の充実
全職員への研修

6 服務規律の確保

一部の職員による公務員としての自覚を
欠く非違行為が発生
⇒ 公務全体に対する信頼を著しく失墜



非違行為への厳正な処分・指導
再発防止の取組推進

【参考】

給与勧告の手順

職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所(329事業所)のうち、
無作為に抽出された148事業所において実地調査を実施
⇒136事業所で調査完了(完了率91.9%)

事業所別調査

従業員別調査

給与改定や
雇用調整等の状況

ボーナスの支給状況
(前年8月～本年7月)

事務・技術関係従業員の
4月分給与

行政職の職員の
4月分給与

民間の特別給の
年間支給割合との比較

民間と県職員の給与を比較
仕事の種類、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較
(ラスパイレス方式)

給与決定の諸原則に基づき
給料表・手当の改定内容を決定

人事委員会勧告

知事

(給与条例改正案提出)

県議会

○ 行政職給料表適用職員（職員数3,409人、平均年齢43歳10月）の所定内給与で試算をした場合の平均給与額等（平成24年4月現在）

(1) 平均給与月額・平均年間給与（期末勤勉手当を含む）

平均給与月額	平均年間給与
379,577円	606万5千円

※ 平均給与は所定内給与（職員の給与等に関する報告資料P28・29の平均給与月額）をもとに算出

(2) モデル給与例（行政職給料表適用職員）

職名	年齢	家族構成	給与額	
			月額	年間給与
係員	28歳	独身	212,700円	3,393,000円
係長	46歳	配偶者、子2人	401,500	6,435,000
課長	54歳	配偶者	518,521	8,235,000
本部長	58歳	配偶者	650,744	10,453,000

※ 給料、扶養手当、管理職手当を基礎に算出

○これまでの給与改定の状況(行政職)

	月例給与		期末勤勉手当		平均年間給与	
	改定率	改定額	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成10年度	0.69%	2,700円	5.25月	—	46千円	0.7%
平成11年度	0.25%	996円	4.95月	△0.30月	△103千円	△1.5%
平成12年度	0.13%	531円	4.75月	△0.20月	△72千円	△1.1%
平成13年度	0.05%	187円	4.70月	△0.05月	△18千円	△0.3%
平成14年度	△1.96%	△7,998円	4.65月	△0.05月	△152千円	△2.2%
平成15年度	△1.28%	△5,150円	4.40月	△0.25月	△199千円	△3.0%
平成16年度	—	—	4.40月	—	—	—
平成17年度	△0.35%	△1,383円	4.45月	0.05月	△4千円	△0.1%
平成18年度	—	—	4.45月	—	—	—
平成19年度	0.16%	628円※	4.50月※	0.05月	30千円	0.5%
平成20年度	—	—	4.50月	—	—	—
平成21年度	△0.20%	△793円	4.15月	△0.35月	△149千円	△2.3%
平成22年度	△0.28%	△1,063円	3.95月	△0.20月	△95千円	△1.5%
平成23年度	△0.29%	△1,077円	3.95月	—	△18千円	△0.3%
平成24年度	—	—	3.95月	—	—	—

※特定幹部職員については、地域手当の遡及改定及び期末勤勉手当の引上げを見送り

(注) 1 月例給与は所定内給与(職員の給与等に関する報告資料P28・29の平均給与月額)

2 平均年間給与は平成10年度から算出

3 網掛け部分は、平均年間給与の減少要因